

平成24年度第1回北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会次第

と き 平成24年11月19日(月) 13:30～

ところ かでる2・7 7階 720研修室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 報告事項

ア BSE専門部会設置の経過

イ 委員紹介

ウ 道のBSE対策のあり方について

(2) 検討事項

ア 北海道が行ったBSE検査に対する意見の整理

イ 厚生労働省の説明会時における道民からの意見聴取方法について

(3) その他

4 閉会挨拶

5 閉 会

北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会委員名簿

○ 部会長

一色 賢司（いっしき けんじ） 北海道大学大学院水産科学研究院教授
（元内閣府食品安全委員会事務局次長）

○ 特別委員

小倉 豊（おぐら ゆたか） 北海道肉用牛生産者協議会会長
（帯広市川西農業協同組合専務理事）
（（有）トヨニシファーム代表）

佐々木一司（ささき かずし） 北海道食肉事業協同組合連合会会長
（帯広市佐々木畜産株式会社代表取締役）

塩越 康晴（しおこし やすはる） 北海道消費者協会 主査

堀内 基広（ほりうち もとひろ） 北海道大学大学院獣医学研究科教授
（内閣府食品安全委員会
プリオン専門調査会専門委員）

専門部会の設置について（案）

平成24年11月19日

北海道食の安全・安心委員会

I 北海道食の安全・安心委員会に、次の専門部会を設置する。

1 名 称 BSE専門部会

2 目 的

北海道が自主的に行っていると畜牛のBSE検査（以下「検査」。）のあり方について、専門的な見地から調査提言を行う。

3 BSE専門部会に対し付託する事項

（1）北海道のBSE対策のあり方に関すること

（2）国のBSE対策の見直しに係わる道内意見の整理に関すること

II 専門部会の構成

「BSE専門部会」は、委員及び「BSE学術専門家」、「生産者団体の代表」、「流通・加工団体の代表」、「消費者団体の代表」からなる特別委員5名程度で構成する。

附 則

平成24年 月 日から施行する。

道のBSE対策のあり方について

平成24年11月
農政部畜産振興課

1 BSE対策の概要

資料1-1、1-2

2 国におけるBSE対策の見直しに係る情勢について

(1) 国のBSE対策の見直しに向けた動き

- 厚生労働省は、昨年12月、BSE対策を開始して10年を経過することから、国内措置及び国境措置の見直しをすることとし、食品安全委員会に再評価を諮問。
- 食品安全委員会が10月に一次答申した国内措置のリスク評価は次のとおり。
 - ア 検査対象月齢
検査対象月齢に係る規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
 - イ SRMの範囲
頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、SRMの範囲が「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- 食品安全委員会プリオン専門調査会では、国際的な基準を踏まえて、と畜牛の検査対象月齢に係る規制閾値をアの「30か月齢」よりもさらに引き上げた場合のリスクの評価について10月から審議を開始し、平成25年中に二次答申（案）を起草する見込み。
- 厚生労働省は一次答申を受け、自治体、一般への説明会やパブリックコメントを行った後、検査対象月齢を31か月齢以上に引き上げることなど、関係省令の改正を行う見込み。
なお、検査対象月齢をさらに引き上げることについての食品安全委員会の審議状況によっては、二次答申とあわせて関係省令の改正の可能性もある。

(2) 日本のBSE清浄国認定に向けた動き

- 農林水産省は9月28日、国際獣疫事務局（OIE）に対して、最上位の「無視できるBSEリスクの国」のステータス認定に向けた申請を行い、平成25年5月開催のOIE総会で承認される見込み。

3 北海道のBSE対策のあり方について

- と畜牛の検査対象月齢は、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、平成17年8月から「21か月齢以上」となったが、道は道民の意向等を勘案し、「20ヶ月齢以下の牛のBSE検査実施要綱」を定め、独自で全頭検査を継続している。
- 今回、国がBSE対策の見直しを検討していること、また、平成25年5月には清浄国に認定されることを踏まえ、北海道におけると畜牛のBSE検査のあり方について、北海道食の安全・安心委員会のご提言をいただく。

<別 紙>

北海道におけると畜牛のBSE検査のあり方についての検討依頼事項

【北 海 道】

- 1 「BSE国内初発当時」、「20か月齢以下の検査の国費補助が打ち切られた当時」、「日本が「管理されたリスクの国」となった当時」の北海道が行った検査に対する意見の整理
- 2 道民からの意見聴取方法について
- 3 欧米のBSE対策に対する「生産者」、「流通・加工」、「消費者」、「学術専門家」の立場からの意見の整理
- 4 国が検査対象月齢閾値を30か月齢とした場合の北海道が行う検査に対する意見の整理
- 5 日本が「無視できるリスクの国」いわゆるBSE清浄国となった後での北海道が行う検査のあり方についての意見取りまとめと提言

BSE対策の概要

北海道農政部畜産振興課

1 BSE（牛海綿状脳症）とは

P 2

2 国内対策の概要

P 2

3 国内の発生状況

P 3

4 BSE対策の経過

- 平成13年9月 BSEが国内ではじめて発生

- 同年10月以降 全国一律の飼料規制、と畜牛の特定危険部位の除去・全頭検査、家畜保健衛生所における死亡牛検査、個体識別制度などのBSE対策を開始
(飼料安全法、と畜場法施行規則、家畜伝染病予防法)

- 平成14年7月 牛海綿状脳症対策特別措置法施行
同法施行規則（省令）でと畜牛の検査対象を全月齢に規定

- 平成15年7月 食品安全基本法施行
同法に基づき内閣府に食品安全委員会設置

- 平成17年5月 食品安全委員会が厚労省・農水省の諮問（平成16年10月）に対して答申：と畜牛の検査対象月齢を21か月齢以上に変更

- 平成17年7月 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（省令）改正
と畜牛の検査対象を21か月齢以上に変更（8月1日施行）
経過措置として自治体の実施する20か月齢以下の自主検査に対して3年間国費補助を継続

全国の都道府県は全頭検査を継続

- 平成19年10～11月 北海道における牛海綿状脳症対策本部（道BSE対策本部）が旭川、函館、札幌、帯広の4会場でBSE検査についての意見交換会を開催

- 平成19年11月 4定道議会で知事が平成20年8月以降も独自で全頭検査継続実施を表明

- 平成20年7月 自治体の20か月齢以下の自主検査に対する国費補助打ち切り

- 平成21年1月 国内で最後のBSE発生

- 同年 4月 国内のと畜場でピッシング禁止

- 同年 5月 OIE総会で日本が「管理されたりスク」の国に認定

■ 牛海綿状脳症(BSE: Bovine Spongiform Encephalopathy)

1. 原因 (病原体)

異常プリオンたん白質 (たん白質の一種)

2. 感受性動物

牛、水牛

3. 症状

長い潜伏期間 (3~7年程度) の後、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至る。脳の組織にスポンジ状の変化を起こす。治療法はない。

4. 診断法

脳から異常プリオンたん白質を検出することにより診断。生前診断法はない。

5. 感染経路

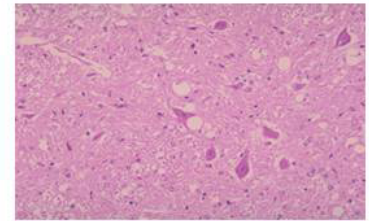
BSE感染牛を原料とした肉骨粉(注)を飼料として牛に給与することにより、感染が拡大。
→ BSE発生防止には飼料規制が重要。

(注) 肉骨粉とは、食肉処理の過程で得られる肉、皮、骨等の残さから製造される飼料原料。
BSE感染牛の特定危険部位が混入する可能性あり。

6. ヒトへの感染

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)は、BSEの異常プリオンたん白質の摂取が原因と考えられている。平成23年(2011年)1月までに、vCJD患者数は世界全体で222人(うち英国174人)。

Photo: BSE罹患牛の延髄 (脳の一部)



(x200)

神経細胞及び周囲の神経網に空胞が見られる。

〔出典：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所HP〕

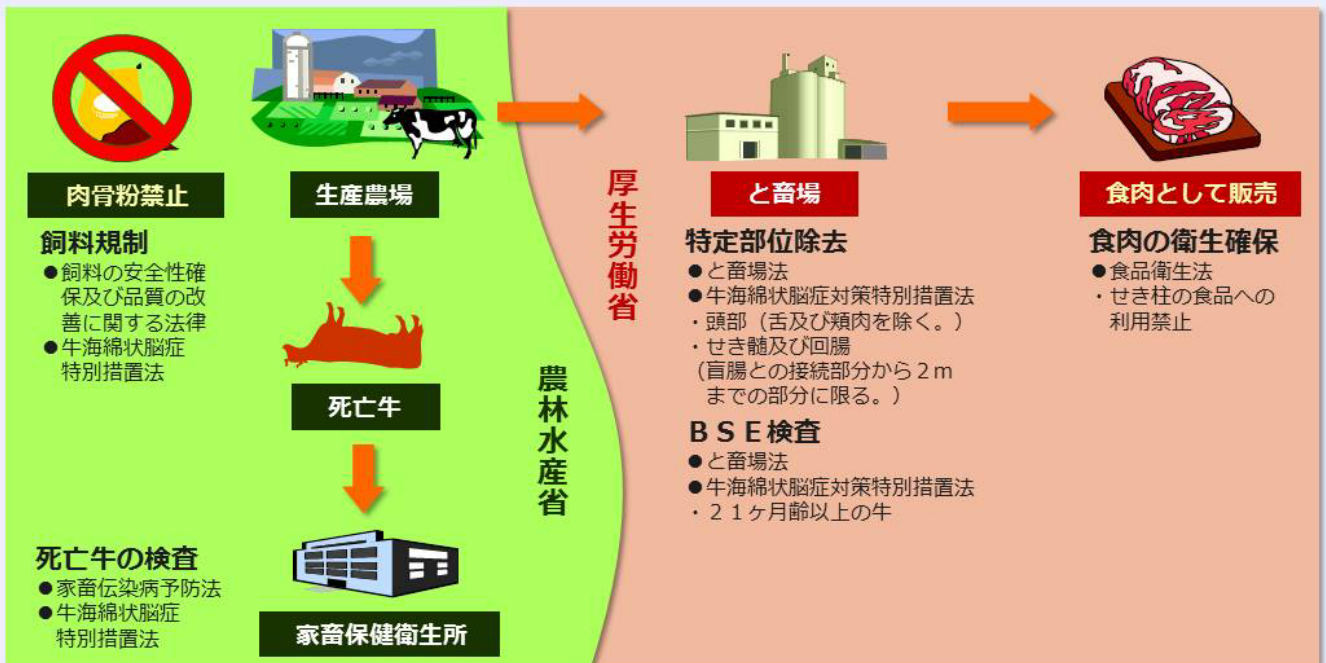


Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights reserved.

1

■ 国内BSE対策の概要

● 飼料規制から生産、と畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ (農林水産省所管トレーサビリティ法) (注) >

(注) 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたのか、その品種などが確認できる。



Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights reserved.

2

国内のBSE発生状況について

平成24年11月
農政 畜産 振興 課

区分	死亡牛	確定診断年月日	飼養場所	生年月日	月齢	畜種	疑似患畜	生産地
1		13年09月22日	千葉県白井市	08年03月26日	65か月齢	乳用種雌	59頭	北海道佐呂間町
2		13年11月21日	北海道猿払村	08年04月04日	67か月齢	乳用種雌	81頭	(自家産)
3		13年12月02日	群馬県宮城村	08年03月26日	68か月齢	乳用種雌	96頭	(自家産)
4		14年05月13日	北海道音別町	08年03月23日	73か月齢	乳用種雌	52頭	(自家産)
5		14年08月23日	神奈川県伊勢原市	07年12月05日	80か月齢	乳用種雌	37頭	(自家産)
6		15年01月20日	和歌山県粉河町	08年02月10日	83か月齢	乳用種雌	33頭	北海道標茶町
7		15年01月23日	北海道網走市	08年03月28日	81か月齢	乳用種雌	17頭	北海道湧別町
8		15年10月06日	栃木県大田原市 福島県葛尾村 栃木県南那須町	13年10月13日	23か月齢	乳用去勢	116頭	栃木県塩谷町
9		15年11月04日	広島県福山市	14年01月13日	21か月齢	乳用去勢	134頭	兵庫県水上郡
10		16年02月22日	神奈川県平塚市	08年03月17日	95か月齢	乳用種雌	0頭	神奈川県秦野市
11	○	16年03月09日	北海道標茶町	08年04月08日	94か月齢	乳用種雌	16頭	(自家産)
12		16年09月13日	熊本県泗水町	11年07月03日	62か月齢	乳用種雌	5頭	(自家産)
13		16年09月23日	奈良県新庄町	08年02月18日	103か月齢	乳用種雌	8頭	北海道士幌町
14	○	16年10月14日	北海道鹿追町	12年10月08日	48か月齢	乳用種雌	62頭	(自家産)
15	○	17年02月25日	北海道本別町	08年08月05日	102か月齢	乳用種雌	6頭	(自家産)
16		17年03月27日	北海道天塩町	08年03月23日	108か月齢	乳用種雌	1頭	(自家産)
17	○	17年04月08日	北海道音更町	12年09月11日	54か月齢	乳用種雌	11頭	(自家産)
18		17年05月12日	北海道砂川市	11年08月31日	68か月齢	乳用種雌	31頭	(自家産)
19		17年06月02日	北海道別海町	08年04月16日	109か月齢	乳用種雌	7頭	北海道別海町
20		17年06月06日	北海道鹿追町	12年08月12日	57か月齢	乳用種雌	18頭	(自家産)
21	○	17年12月10日	北海道千歳市	12年02月13日	69か月齢	乳用種雌	9頭	(自家産)
22	○	18年01月23日	北海道別海町	12年09月01日	64か月齢	乳用種雌	45頭	(自家産)
23		18年03月15日	北海道中川町	12年07月08日	68か月齢	乳用種雌	19頭	(自家産)
24		18年03月17日	長崎県杵岐市	04年02月10日	169か月齢	黒毛和種	3頭	(自家産)
25		18年04月19日	岡山県奈義町	12年04月18日	71か月齢	乳用種雌	13頭	北海道枝幸町
26	○	18年05月13日	北海道今金町	12年08月11日	68か月齢	乳用種雌	11頭	(自家産)
27	○	18年05月19日	北海道豊頃町	12年08月20日	68か月齢	乳用種雌	9頭	北海道豊頃町
28	○	18年08月11日	北海道羽幌町	11年11月21日	80か月齢	乳用種雌	19頭	北海道幌延町
29	○	18年09月28日	北海道中川町	12年06月24日	75か月齢	乳用種雌	26頭	北海道幌延町
30	○	18年11月13日	北海道千歳市	13年06月28日	64か月齢	乳用種雌	17頭	(自家産)
31		18年12月8日	北海道鹿追町	11年11月12日	84か月齢	乳用種雌	15頭	(自家産)
32		19年02月05日	北海道帯広市	13年08月26日	65か月齢	乳用種雌	30頭	(自家産)
33	○	19年07月02日	北海道幕別町	12年06月21日	84か月齢	黒毛和種	8頭	(自家産)
34		19年12月21日	北海道新冠町 北海道せたな町	04年7月1日	185か月齢	黒毛和種	3頭	島根県安木市
35	○	20年3月24日	北海道留萌市	12年10月12日	89か月齢	黒毛和種	9頭	北海道平取町
36	○	21年1月30日	北海道今金町	12年8月5日	101か月齢	乳用種雌	6頭	(自家産)
	14	9	25				1,032頭	28

- ※ 1～10、12～13、16、18～20、23～25、31、32、34例目はと畜場出荷牛(食肉向け)のBSE検査、11、14～15、17、21～22、26～30、33、36例目は死亡牛検査による。
- ※ 疑似患畜は、患畜の生産農場からの出荷牛を含む総数(疑似患畜はすべてBSE検査陰性)。
- ※ 疑似患畜の範囲は、平成15年6月25日及び20年6月30日以降見直し。
- ※ 区分の連番号が太字であるものは、北海道産牛。
- ※ 疑似患畜数は、道内及び道外で発生した頭数の合計。

『BSEの発生については、国内36例、道内での発生は25例、道内死亡牛では14例、道内と畜牛では11例、道内産牛では28例となる。』

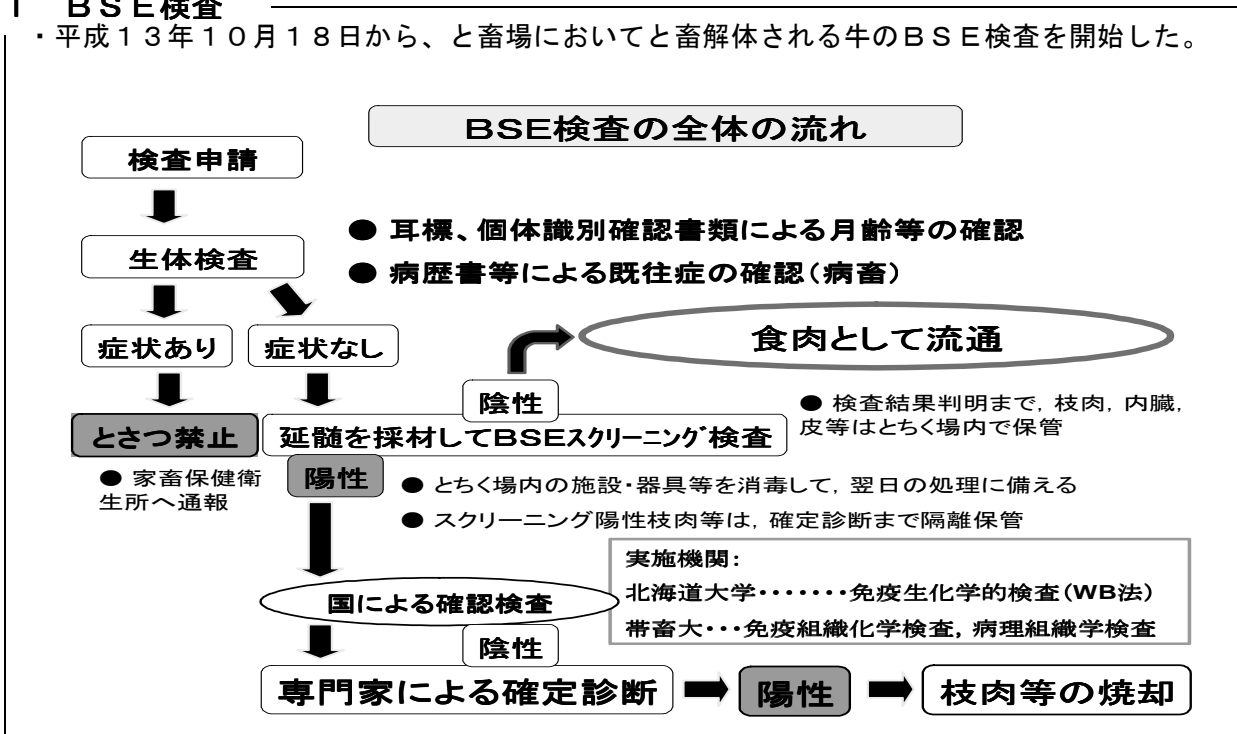
	国内	うち道内発見	計	
と畜場牛	22	(11)	22	36
死亡牛	14	(14)	14	

と畜場における対策

保健福祉部健康安全局食品衛生課

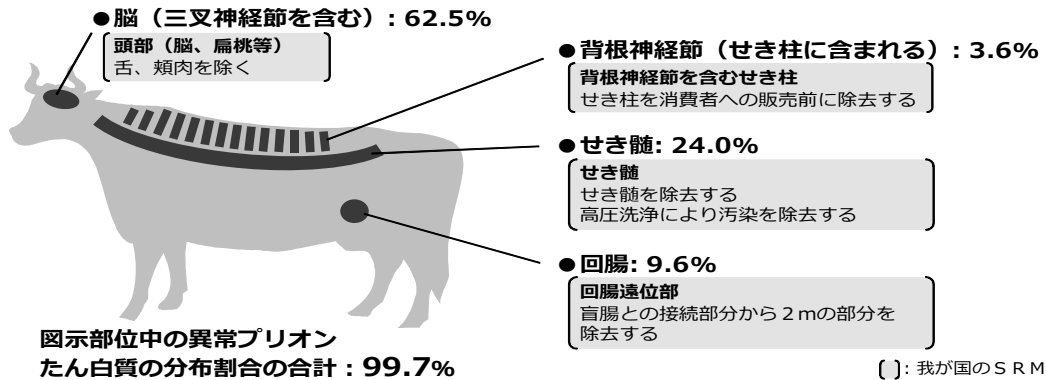
1 BSE検査

- 平成13年10月18日から、と畜場においてと畜解体される牛のBSE検査を開始した。



2 SRM対策

- 平成13年10月18日から、と畜場での特定危険部位(SRM)の除去、焼却が義務化された
 - 平成16年2月16日から、BSE発生国の牛せき柱が食用として使用禁止となった。
- < BSE発症牛のプリオンの体内分布及びSRM部位 >



※ 出典：欧州食品安全機関「牛由来製品の残存BSEリスクに関する定量的評価レポート(2004年)」

◆ 食肉処理における管理要領に基づいたSRMの管理

- ▽ 専用の容器に保管
- ▽ 機械器具等の洗浄・除去
- ▽ と畜検査員による確認
- ▽ 完全焼却(800℃以上)

頭部(扁桃含む)

- ▽ 専用の容器に保管
- ▽ 舌、頬肉は食用可

せき髄

- ▽ 背割り前のせき髄除去
- ▽ 高压洗浄により汚染除去

回腸遠位部

- ▽ 盲腸から安全率を見込んで2mを除去

せき柱

- ▽ せき柱除去時の背根神経節による汚染防止

3 ピッシングの中止

- ・ピッシング*については、これにより破壊された脳及びせき髄組織が血液循環を介して枝肉を汚染する可能性が指摘されてきたことから、厚生労働省では、食肉の安全性の確保とと畜場従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、と畜場にピッシングの中止を指導してきた。
- ・平成21年3月末に、全国すべてのと畜場においてピッシングが中止されたことを踏まえ、平成21年4月より、と畜場法施行規則を改正し、ピッシングを禁止した。

※ と殺、放血後の解体作業を安全に進めるために、せき髄に金属製のワイヤーを通して神経組織を破壊して、牛の動きを止める行為

○ 道内では、平成19年度までに全てのと畜場においてピッシングの中止を実施。

○ ピッシングに代えて、電気刺激による不動化を実施することで、従事者の安全確保。

※ 現在、全国のと畜場151施設において、ピッシングは中止されている。

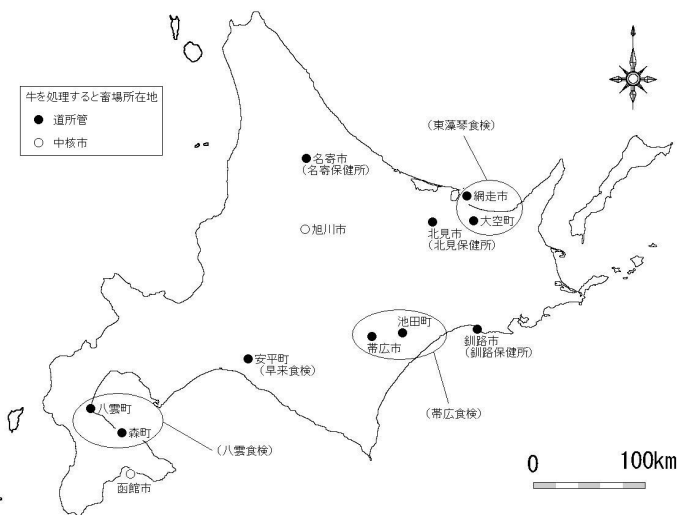
※ 写真は、牛に電気刺激を与えている。



4 BSE検査施設等

- ・平成23年度、牛を処理すると畜場は全道で12カ所。
- ・BSEスクリーニング検査は、全道9カ所(内、道所管は7カ所)の食肉衛生検査所及び保健所において実施されている。

平成23年度	と畜場数	検査頭数
道所管	10	198,206
中核市	2	28,855
合計	12	227,061



※ 道内のと畜場数、と畜検査数及びと畜場位置図

5 BSE検査結果

- ・平成13年度10月から23年度までに、全道で2,141,416頭のBSE検査を実施して、このうち11頭が陽性と判定されている。

検査頭数 合計	スクリーニング検査結果		確定診断結果
	陰性とされた件数	確認検査に回した件数	陽性とされた件数
2,141,416	2,141,397	19	11

※ 国内でのBSE確認例：36例(内、道内生産：28例)

※ 道内の検査機関確認例：25例(と畜検査牛：11例 死亡牛：14例)

6 検査月齢区分

- ・平成21年度から23年度までのBSEスクリーニング検査月齢別頭数(平均)

月 齢	道 所 管		全道分(函館市・旭川市含む)	
	頭 数	割 合	頭 数	割 合
2.0ヶ月齢以下	79,494	41.4%	89,833	41.0%
2.1ヶ月齢以上 - 3.0ヶ月齢以下	40,429	21.2%	47,846	21.8%
3.1ヶ月齢以上	71,877	37.4%	81,464	37.2%
合 計	191,800	—	219,143	—

と畜牛のBSE検査をめぐるこれまでの経過

1 BSE国内初発時

- 平成13年9月、BSEが国内で始めて確認された。
- 当時は、次の問題点が指摘された。
 - ① 原因となり得る肉骨粉が国内で流通していた。
 - ② 牛の月齢を正確に確認することができなかった。
 - ③ と畜場ではピッシングが行われ、せき髄を付けたままでの背割りが行われており、特定危険部位（SRM）により枝肉が汚染される可能性があった。
- 上記問題点に加えて、国民の間に本症に対する強い不安感があったことから、緊急措置として「全頭検査」の実施と、検査未実施の国産牛肉の買い上げ・焼却処分の対策を決定した。

2 20か月齢以下の検査の国費補助が打ち切られた当時

- 厚労省は平成17年、食品安全委員会の答申を受け省令を改正し、検査対象月齢を21か月齢以上とし、3年の経過措置を経て、平成20年7月、国費補助を打ち切った。
- 厚労省が検査対象月齢を21か月齢以上とした当時の状況
 - ① 平成13年10月に飼料規制が整備され、肉骨粉の国内流通が完全禁止された。
 - ② 平成15年12月に牛のトレーサビリティ体制が整備され、個体識別・月齢確認が可能となった。
 - ③ BSE対策実施前に生まれた牛で散発的な発生が続き、国内における実験感染など調査研究データの蓄積は少なく、さらにはと畜場でのピッシングも継続していた。
- 消費者、生産者、食肉流通関係団体からは、検査していない牛肉への不安、牛肉が売れなくなる事への不安、検査済みとそうでない牛肉が混じって流通することへの不安などから、全頭検査継続の要請活動が活発であり、道は平成17年7月に「20か月齢以下の牛のBSE検査実施要綱」を定め、国費補助打ち切り以降も、20か月齢以下のと畜牛の自主的な検査を継続している。

参考：道民への意向調査（H20.10～11）に寄せられた全頭検査継続を求める理由

- ① BSEの発生原因が明らかになっていないから。
- ② 全頭検査でないと安心できないから。
- ③ 20か月齢以下の牛のデータも必要だから。
- ④ 科学的なリスク評価について理解・納得ができないから。
- ⑤ 牛肉の安全性への不安感が残っているから。
- ⑥ 飼料規制や特定危険部位の除去等の対策だけでは安心できないから。

3 日本が「管理されたリスクの国」となった当時

- 平成21年1月に発生したBSEは国内で最後の発生となり、同年4月から国内のと畜場でのピッシングが禁止され、同年5月、OIE総会で日本は「管理されたリスクの国」に認定された。

厚生労働省の説明会時における道民からの意見聴取の方法について

- 厚生労働省は、年内に、BSE対策の見直しについての一般向け説明会の開催を予定している。
- 道としては、道内における厚生労働省の説明会にあわせて、当面の道民の意見を聴取することを予定している。
- 聴取の方法として、次の案を検討願いたい。

BSE対策の見直しに関する意見（案）

- 基本情報 年齢、性別、職業
- 本日の厚生労働省の説明のうち、国内措置の見直しについての説明は理解できましたか？
 - ・ 見直す背景について
 - ・ 見直しに用いた科学的知見について
 - ・ 見直す内容について
- 理解できなかった部分、その内容をお聞かせください。
- 国内のBSE検査のあり方についてご意見をお願いします。

<参 考> 厚生労働省のBSE対策見直しに関するスケジュール（予定）

- 11月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会・伝達性海綿状脳症対策部会
国のBSE対策の見直し方針を報告
- 11～12月 パブリックコメント、一般・自治体への説明会
- 12月下旬 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会・伝達性海綿状脳症対策部会
BSE検査対象月齢の31か月齢以上への変更などの省令改正案を提示

平成25年

4月めど 省令改正（BSE検査対象月齢の31か月齢以上への変更）